



2020年5月26日

各 位

会社名 協栄産業株式会社
代表者名 取締役社長 平澤 潤
(コード番号 6973 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役常務執行役員
村本 篤
(TEL 03-3481-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第86回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社長に権限を集約することにより、意思決定の更なる迅速化及び経営責任の明確化を図ることを目的として、現行定款第13条、第21条及び第23条に所要の変更を行うものです。
- (2) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えて、現行定款第2条に目的事項を追加するとともに、号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日（木曜日）
定款変更の効力発生日	2020年6月25日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 非鉄金属、金属、ゴム製品、法定船用品、化学工業薬品、火薬類、高圧ガス及びその容器の販売並びに法定船用品の整備業務2. 電気機器、電子機器及び部品、電子計算機及び周辺端末機器、金属機械器具、金属雑貨、玩具、樹脂製品の製造及び販売3. 前各号の製品及び部品に関する設計、保守、賃貸、工事の請負、輸出入業務並びに代理業務4. 電子計算機による受託計算並びに電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売5. プレス及びファイバー加工業並びに鍍金業6. 労働者派遣業7. 古物売買業 (新 設) (新 設)8. 前各号に関連又は付帯する一切の業務 <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれに当る。</p> <p>② <u>取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって取締役中から<u>会長及び社長各1名</u>を選定し、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。<u>ただし、会長は欠員とすることができる。</u></p> <p>② <u>会長及び社長は、各自当会社を代表する。</u></p> <p>③ <u>会長及び社長のほか、取締役会はその決議をもって代表取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集しその議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が招集しその議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。</p> <p>③ (省 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 非鉄金属、金属、ゴム製品、法定船用品、化学工業薬品、火薬類、高圧ガス及びその容器の販売並びに法定船用品の整備業務2. 電気機器、電子機器及び部品、電子計算機及び周辺端末機器、金属機械器具、金属雑貨、玩具、樹脂製品の製造及び販売3. 前各号の製品及び部品に関する設計、保守、賃貸、工事の請負、輸出入業務並びに代理業務4. 電子計算機による受託計算並びに電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売5. プレス及びファイバー加工業並びに鍍金業6. 労働者派遣業7. 古物売買業8. <u>貨物利用運送業</u>9. <u>倉庫業</u>10. 前各号に関連又は付帯する一切の業務 <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議をもって取締役中から社長1名を選定し、<u>必要に応じて会長1名</u>、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u> (削 る)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集しその議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。</p> <p>③ (現行どおり)</p>